

# 「人材開発支援助成金制度(建設労働者技能実習コース)」制度のご案内 ～建設事業主の皆様へ～

「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))」は、建設業に携わる中小企業の事業主が技術向上の為、従業員に技能講習・特別教育を受講させた場合その一部が事業主に対して助成される制度です。

※技能実習を受講させる日についても、通常どおり賃金を支払う必要があります。

## (1) 受給対象となる条件

この制度を活用できる建設事業主は下記のとおりです。

- ① 申請者は雇用保険制度に加入している中小建設事業主であること。
- ② 資本金 3 億円以下、もしくは従業員 300 人以下であること。
- ③ 雇用保険料率: 16.5/1000 であること。
- ④ 受講者は雇用保険に加入している従業員(建設労働者)であり、受講時間数は総訓練時間数の 7 割以上であること。

建設業とは以下の許可業種

1.土木工事業	9.管工事業	16.ガラス工事業	24.さく井工事業
2.建築工事業	10.タイル・れんが・ブロック工事業	17.塗装工事業	25.建具工事業
3.大工工事業		18.防水工事業	26.水道施設工事業
4.左官工事業	11.鋼構造物工事業	19.内装仕上工事業	27.消防施設工事業
5.とび・土工工事業	12.鉄筋工事業	20.機械器具設置工事業	28.清掃施設工事業
6.石工事業	13.ほ装工事業	21.熱絶縁工事業	29.解体工事業
7.屋根工事業	14.しゅんせつ工事業	22.電気通信工事業	
8.電気工事業	15.板金工事業	23.造園工事業	

## (2) 助成額

建設労働者技能実習コース	経費助成	賃金助成
雇用保険被保険者数 20人以下の中小建設事業主	支給対象費用の75%	1人当たり 9,500円
雇用保険被保険者数 21人以上の中小建設事業主	受講者が35歳未満 支給対象費用の70%	1人当たり 8,550円
	受講者が35歳以上 支給対象費用の45%	
中小建設事業主以外の建設事業主	受講者が女性の建設労働者 支給対象費用の60%	—

詳しくは厚生労働省のHP等をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001687890.pdf>

## 助成金制度を利用するには

- ① 上記の(1)受給対象となる条件を事前にご確認ください。
- ② FAXにてご予約の際は『各講習会仮申込書』の助成金申請欄の「申請する」に○を記入して講習をご予約ください。ホームページからご予約の際は『予約フォーム』の助成金申請を【あり】にしてご予約ください。(受講料は全額各教習所へ事前にお振込みください)
- ③ 助成金対象の講習を受講してください。
- ④ 受講終了後に助成金申請書類をお渡しいたします。(郵送可)
- ⑤ 講習終了した翌日から起算して原則2ヶ月以内に支給申請書を含む必要書類一式を管轄の都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。  
※ ただし、講習を行った期間の賃金の支払日から申請期限まで2週間未満の場合は、その支払日から2週間以内となります。
- ⑥ 労働局での審査後、助成金が支給されます。

詳しくは各都道府県労働局または、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>